

# 内子都市計画区域マスタープラン

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)



平成29年4月

愛 媛 県



---

目次

序章 都市計画区域マスタープランについて.....	1
序-1 都市計画区域マスタープランの役割と位置づけ.....	2
序-2 都市計画区域マスタープランの目標年次.....	3
序-3 対象区域.....	3
第1章 都市計画の目標.....	5
1-1 第六次愛媛県長期計画における位置づけ.....	6
1-2 まちづくりの課題.....	8
1-3 まちづくりの基本理念.....	10
1-4 地域毎の市街地像.....	13
第2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	17
2-1 区域区分の有無.....	18
第3章 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針.....	23
3-1 主要用途の配置の方針.....	24
3-2 土地利用の方針.....	26
第4章 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針.....	29
4-1 交通施設の都市計画の決定方針.....	30
4-2 下水道及び河川の都市計画の決定方針.....	35
4-3 その他の都市施設の都市計画の決定方針.....	37

---

---

第5章 市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針.....	39
5-1 主要な市街地開発事業等の決定方針 .....	40
5-2 市街地整備の目標.....	40
第6章 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針 .....	41
6-1 基本方針 .....	42
6-2 主要な緑地の配置の方針 .....	43
6-3 実現のための具体の都市計画制度の方針.....	44
6-4 主要な緑地の確保目標.....	45
第7章 災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針 .....	47
7-1 まちづくりにおける防災上の課題と都市計画の基本的な方針 .....	48
7-2 防災のための土地利用に関する都市計画の決定方針.....	49
7-3 防災のための都市施設の都市計画の決定方針 .....	50
7-4 防災のための市街地開発事業等の都市計画の決定方針 .....	51
7-5 防災のための施設等の整備方針 .....	52
マスタープラン図	

---

序 章 都市計画区域マスタープランについて

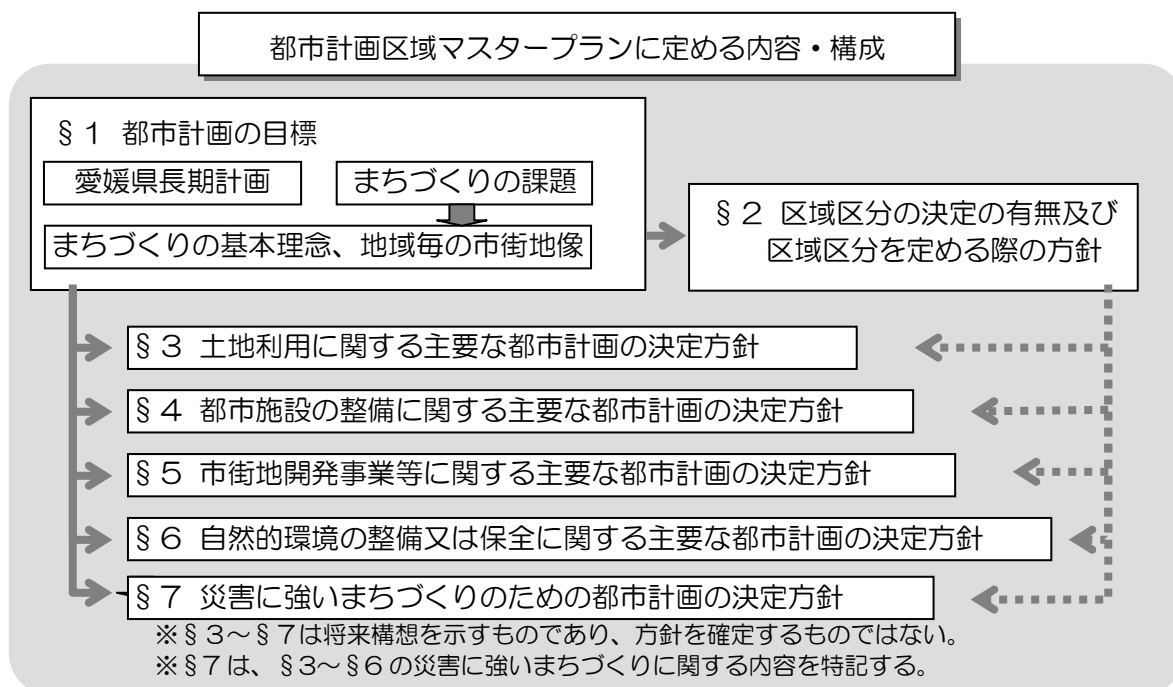
## 序章 都市計画区域マスタープランについて

### 序-1 都市計画区域マスタープランの役割と位置づけ

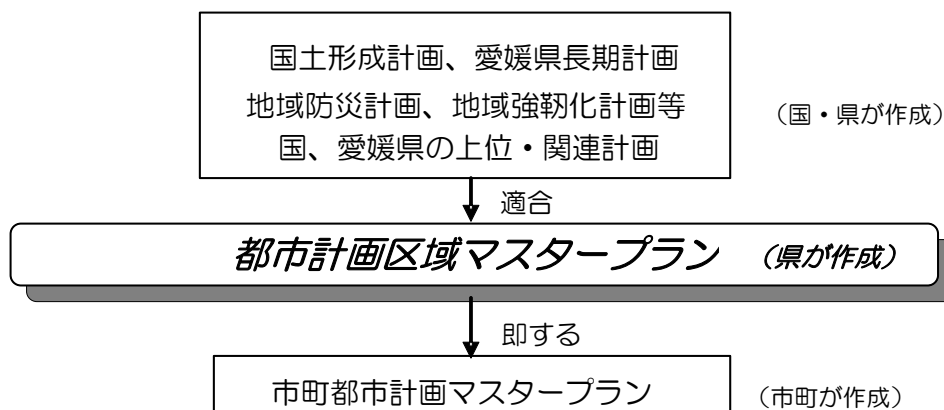
#### 1. 都市計画区域マスタープランの役割

都市計画区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものである。

【都市計画法第6条の2より】



#### 2. 都市計画区域マスタープランの位置づけ



序-2 都市計画区域マスタープランの目標年次

都市計画区域マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向を定める。

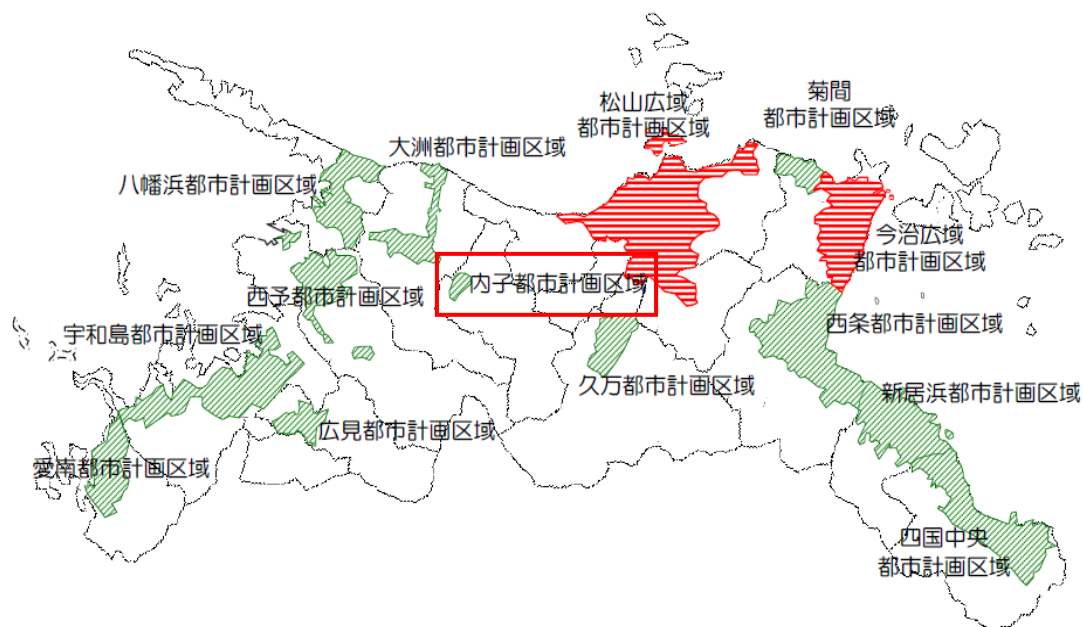
なお、具体的な整備目標については、おおむね 10 年以内に整備するものを予定する。

✦ 目標年次；おおむね 20 年後

序-3 対象区域

本都市計画区域マスタープランは、「内子都市計画区域」を対象とし、その範囲、面積、人口は以下のとおりである。

都市計画区域名	市町名 (指定の範囲)	都市計画区域面積 (ha)	都市計画区域人口 (人) 〈H28.4.1〉
内子	内子町(一部)	978ha	8,929 人







## 第1章 都市計画の目標

## 第1章 都市計画の目標

### 1-1 第六次愛媛県長期計画における位置づけ

内子都市計画区域（以下「本区域」という）は、生活経済圏の広域化に対応し、一体的な地域づくりを推進する圏域として南予地域に含まれており、以下のような地域の目標像が示されている。

#### 【第六次愛媛県長期計画 南予地域の目標像】

豊かな農林水産物と癒し空間が人を惹きつける交流圏域の形成

〔南予地域振興の基本方向〕 第六次愛媛県長期計画～第2期アクションプログラム編～（抜粋）

#### (1)安全・安心な暮らしづくり

- ✦伊方原子力発電所に対する安全対策の推進
- ✦南海トラフ巨大地震等に備えた地域防災力の向上
- ✦地域医療体制の拡充強化
- ✦世代を越えた助け合い支え合いがあふれる地域づくりの推進

#### (2)農林水産業を核とした活力ある産業づくり

- ✦農家の所得向上と産地の活性化
- ✦就農者の確保等による地域農業の振興
- ✦地域材の利用促進による林業の振興
- ✦もうかる漁業の確立等による水産業の振興
- ✦6次産業化や産学官連携等による農林水産業の活性化
- ✦企業の誘致・留置対策の推進

#### (3)訪れたい・住みたいまちづくり

- ✦新たな活性化イベント等による交流人口の増加
- ✦市町連携や近隣県との広域連携の強化
- ✦集落機能の維持・活性化と定住の促進

[南予地域振興の基本方向] 第六次愛媛県長期計画～第2期アクションプログラム編～（抜粋）

(4) 地域を支える基盤づくり

- ✦ 高速道路及び生活道路網の整備促進
- ✦ 生産基盤の整備促進と港湾の機能強化
- ✦ 生活交通の維持確保と利用促進

## 1-2 まちづくりの課題

### 背景

本区域は、清流小田川や山々に囲まれた豊かな自然的環境の中にあり、八日市護国伝統的建造物群保存地区に代表される歴史・文化の息づくまちとして全国から多くの観光客が訪れている。また、平成26年度には、文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受賞するなど、行政と住民が協働した取り組みを行っている。

しかしながら、人口減少・少子高齢化が進行するなか、市民サービスや都市機能の低下、激甚化する災害への対応、既存集落のコミュニティの維持、伝統文化の存続等、数多くの課題を抱えている状況にある。

今後も、豊かな自然的環境の中で、伝統的な町並みと調和した魅力的な市街地を創出し、まちの活性化を進めていくことが重要である。

### 課題の整理

## 1. 本区域に求められている課題

### (1) 伝統的な町並みを活かした持続可能な都市経営

- ✚ 八日市護国重要伝統的建造物群保存地区等における回遊しやすい市街地の環境整備と商業振興
- ✚ 伝統的な町並みを活かした個性ある都市景観の形成
- ✚ 都市施設等の長寿命化対策や有効活用の推進及び住民や民間など多様な主体との協働による適切な維持管理

### (2) 歴史・文化等地域資源を活かした余暇を楽しむまちづくり

- ✚ 八日市護国重要伝統的建造物群保存地区をはじめとした地域資源や道の駅、まちの駅等の整備、充実による観光資源の更なる有効活用
- ✚ 清流小田川を中心とし、風博物館から手すき和紙工場、旧庄屋家屋、酒造会社へ至る地域の観光資源としての有効活用

(3) 清流小田川や周辺の山々等美しい自然的環境にやさしいまちづくり

- ✦ 清流小田川等河川の水質保全や市街地を取り囲む優良農地、天神社等の森林及び里山等の自然的環境の保全

2. 広く社会に求められる課題

(1) 安全・安心・快適なまちづくり

- ✦ 風水害、土砂災害、地震等の災害リスク情報を基に、被害の最小化を図るとともに、早期の復旧・復興が可能となる災害に強いまちづくりを推進
- ✦ 防災上重要な公共公益施設やライフライン等の不燃性、耐震性の向上及び災害時の活動拠点となる施設の整備
- ✦ 市街地内及び市街地周辺における治水・治山事業の推進や森林の保全
- ✦ 健康で快適な都市生活を営むため、スポーツ及びレクリエーション施設の整備と有効活用
- ✦ 福祉、医療、教育及び防災等の様々な分野への ICT（情報通信技術）利活用の推進

(2) 人や環境にやさしいまちづくり

- ✦ 保健・医療・福祉施設等の充実や公共公益施設等におけるユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進
- ✦ 鉄道やバス等の公共交通機関の利用促進や資源リサイクル等の循環型社会システムの構築等、環境に配慮した低炭素なまちづくり

### 1-3 まちづくりの基本理念

第六次愛媛県長期計画における南予地域の特性と課題、地域振興の基本方向及び内子町総合計画等を踏まえ、本区域のまちづくりの目標及び方針を設定する。

#### 1. まちづくりの目標

四国を代表する歴史的文化のまちとして、四方の山や小田川等の豊富な自然にいだかれたやすらぎある安心、快適な生活空間の中で、町並み・村並み・山並みが美しい、持続的に発展するまちづくりを目指す

✦キャッチフレーズ

キラリと光る エコロジータウン 内子  
住んでよし 訪ねてよし 美(うま)し 内子

#### 2. まちづくりの方針

##### (1) 伝統的な町並みと中心市街地を核とした集約型都市構造のための土地利用形成

⇒第3章

✦八日市護国重要伝統的建造物群保存地区においては、伝統的な町並み保全を図りつつ、観光振興や住宅地としての環境整備もあわせて推進していく。また、この住宅地につながる中心部においては、商業環境の整備、機能充実を図り、住民の生活の拠点としての商業地整備を推進する。

✦商業地周辺の市街地においては、密集住宅地等の環境改善を図るとともに、新たな良好な環境の住宅地形成、内子五十崎インターチェンジ周辺における良好な景観形成を推進する。

✦町並み・村並み・山並みが美しく持続的に発展するまちづくりを図りながら、良好な集落環境や自然的環境の維持保全に努める。

(2) 周辺都市との交流・連携の促進と安心で快適な都市活動を支える都市施設整備

⇒第4章

- 本区域は、生活経済圏の中心となる大洲市・八幡浜市や、松山広域都市計画区域との地域連携が重要であり、高規格幹線道路の四国縦貫自動車道や国道による広域交通軸等を中心とした交通施設の整備充実を推進する。
- 安全・安心で快適な都市生活を実現するため、災害に強く、環境負荷の小さな低炭素まちづくりを目指すとの方針のもと、人口減少や少子高齢化等、変化する社会情勢に対応するため、社会福祉施設や教育文化施設等を各地域でバランスよく整備するとともに、既存施設についても有効活用を図る。さらに、情報化社会に対応した ICT(情報通信技術)の利活用を図るなど、総合的な都市施設整備を推進する
- 都市施設の公的不動産等の維持管理にあたっては、住民や民間など多様な主体との協働を図るとともに、既存ストックの有効活用及び計画的なインフラの老朽化対策、更新等を図る。
- 都市施設は、全ての人が利用しやすい施設とするため、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を検討する。

(3) 既成市街地における伝統的な町並み誘導にあわせた環境改善と都市基盤整備

⇒第5章

- 既成市街地においては、伝統的な町並みの保全、誘導を推進しつつ、生活の基盤となる都市施設の整備、改善を推進する。
- 地区計画等により、魅力とゆとりある空間の確保を図るなど、総合的な都市基盤整備を検討し、住環境の整備改善を図る。

(4) 歴史文化を活かし、自然的環境と調和のとれた都市空間の形成

⇒第6章

- 内子の特色である伝統的町並みを活かして、観光・レクリエーションの振興を図るとともに、龍王公園を中心とした住民の憩いと観光施設の整備推進や、内子運動公園等のレクリエーションの場としての整備推進を図る。
- 本区域は、内陸部の山地に囲まれた盆地に市街地があり、豊かな森林の自然的環境、さらに市街地中央を流れる清流小田川の河川環境に恵まれている。市街地整備においては、これらの自然的環境を保全、活用しつつ、調和の取れた整備を推進する。

(5) 災害に強いまちづくりの推進

⇒第7章

✦南海トラフ地震等による大規模な災害から市街地を守るため、避難・救援体制の強化を図るとともに、早期の復旧・復興が可能となるよう「災害に強いまちづくり」に取組み、地域防災計画と一体となったまちづくりを推進する。



## 1-4 地域毎の市街地像

まちづくりの基本理念を踏まえた本区域を構成する拠点及びゾーンにおける市街地像は以下のとおりとする。

### (1) 区域の中心となる生活拠点

✚内子地区及び五十崎地区の中心商業地については、生活拠点として、本区域の中心機能としての商業、行政、文化交流機能の充実を図る。

### (2) 工場や流通業務等の中心となる産業拠点

✚四国縦貫自動車道の内子五十崎インターチェンジ周辺については、その交通条件を活かした産業拠点として、工業、流通業務等の産業機能の誘致、充実を図る。

### (3) 地域の個性を形成する歴史文化拠点

✚八日市護国重要伝統的建造物群保存地区については、歴史文化拠点として、内子の歴史、文化、風景を継承する場として保全、活用を推進する。

✚手すき和紙工場、旧庄屋家屋、酒造会社の立地する一帯については、歴史文化拠点として、歴史・文化的建造物の保全、活用を推進する。

### (4) 円滑な交通結節機能を持つ交通拠点

✚JR 内子駅、内子五十崎インターチェンジについては、交通拠点として位置づけ、交通結節機能の充実を図る。

### (5) 災害時の避難場所や活動の中心となる防災拠点

✚内子運動公園、龍王公園等を代表的な防災拠点として位置づけ、災害時の広域避難場所としての機能強化を図る。

(6) 歴史文化や自然を活かしたレクリエーション拠点

- ✦ 八日市護国重要伝統的建造物群保存地区については、古い町並み、歴史・文化を活かして、観光・歴史文化のレクリエーション拠点としての整備を推進する。
- ✦ 内子運動公園及び龍王公園については、スポーツ活動の場の中心であり、自然に囲まれたレクリエーション拠点としてその活用を推進する。

(7) 良好な住環境を備えた市街地ゾーン

- ✦ 前記以外の市街地部においては、既成市街地や沿道の住環境の改善、周辺の田園環境と調和した良好な住環境の形成を基本としつつ、適正な利用を図る。

(8) 自然と生活が共生する農業・集落等ゾーン

- ✦ 郊外部においては、自然的環境である優良な農地の保全を図るとともに、既存集落地の生活環境の維持、改善に努め、自然と生活の共生を図る。

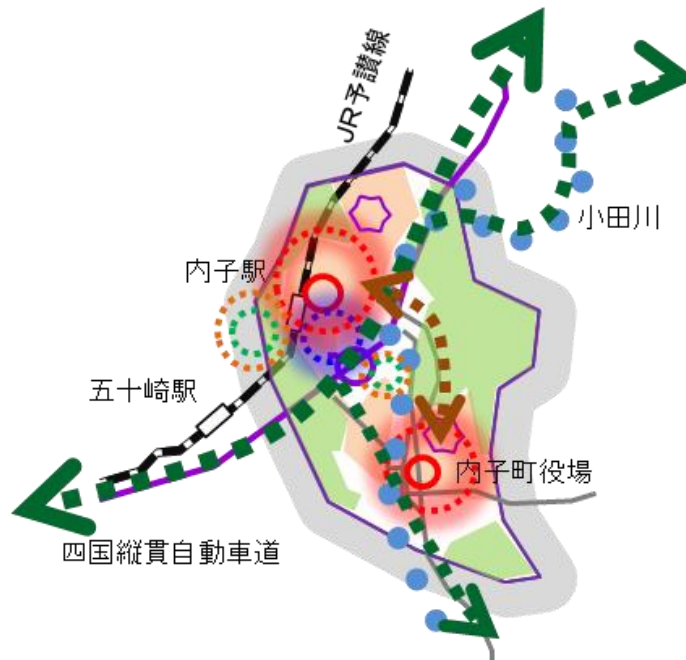
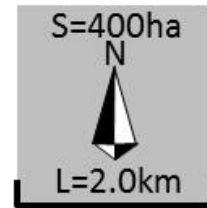
(9) 都市生活に潤いを与える自然的環境（森林ゾーン、自然的環境軸）

- ✦ 本区域の外縁部を取り巻く森林及び市街地内を流れる小田川等河川は、都市生活に潤いを与えてくれる大切な自然的環境として、適切な保全、活用を図る。

(10) 広域や区域内の拠点を結ぶ交通軸（広域軸・都市軸）

- ✦ 大洲都市計画区域、松山広域都市計画区域を連絡する四国縦貫自動車道とともに、国道56号及び国道379号等については、本区域の拠点間や本区域と周辺区域及び各市町を結ぶ広域軸または都市軸としての機能充実、維持を図る。

内子都市計画区域 イメージ図



凡例					
	市街地ゾーン (用途地域)		広域軸		生活拠点
	森林ゾーン		都市軸		産業拠点
	都市計画区域		自然的環境軸		防災拠点
	町役場(本庁・分庁)		高規格幹線道路		レクリエーション拠点
			鉄道(JR)		歴史文化拠点

上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。



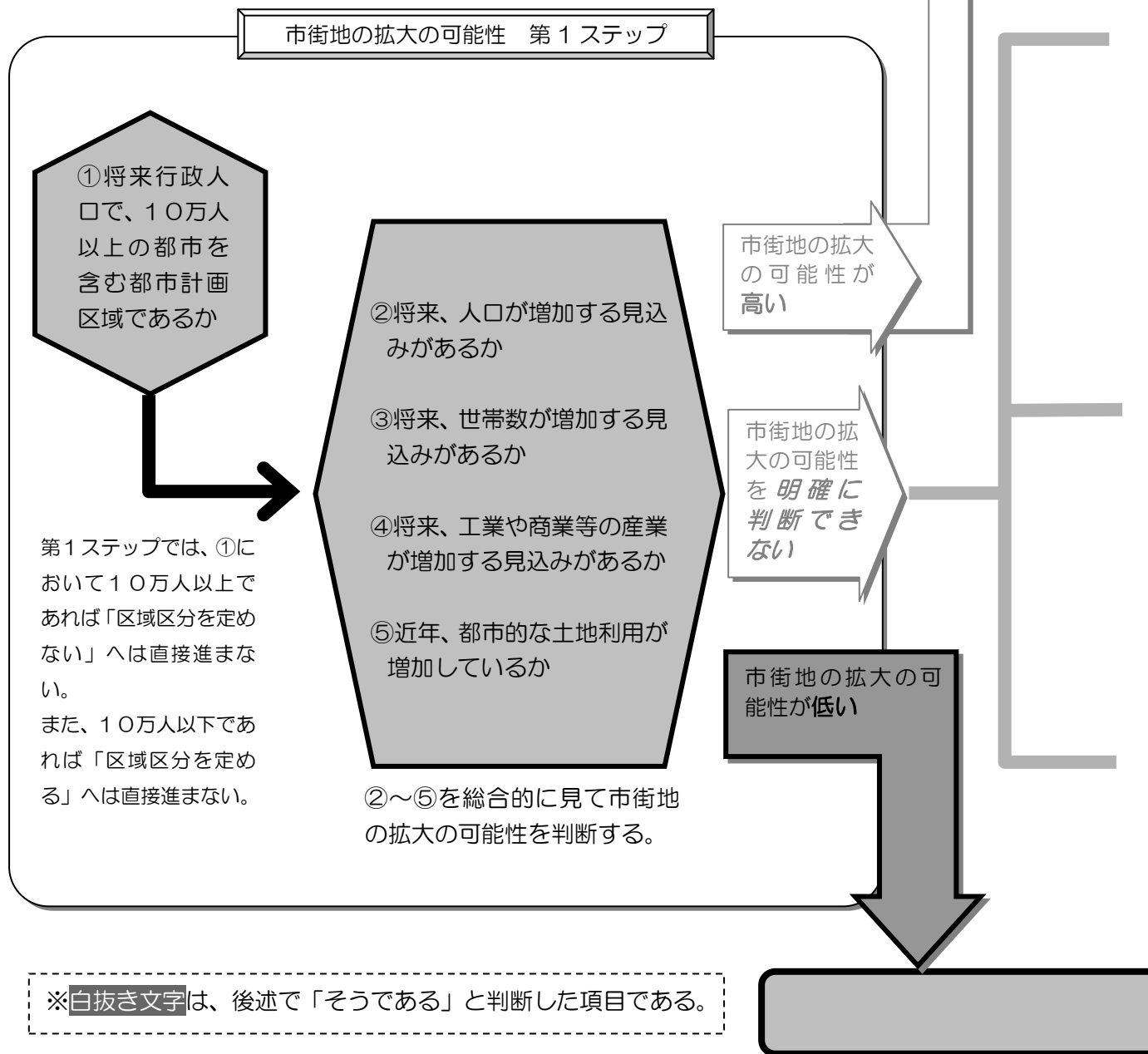
第2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

第2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

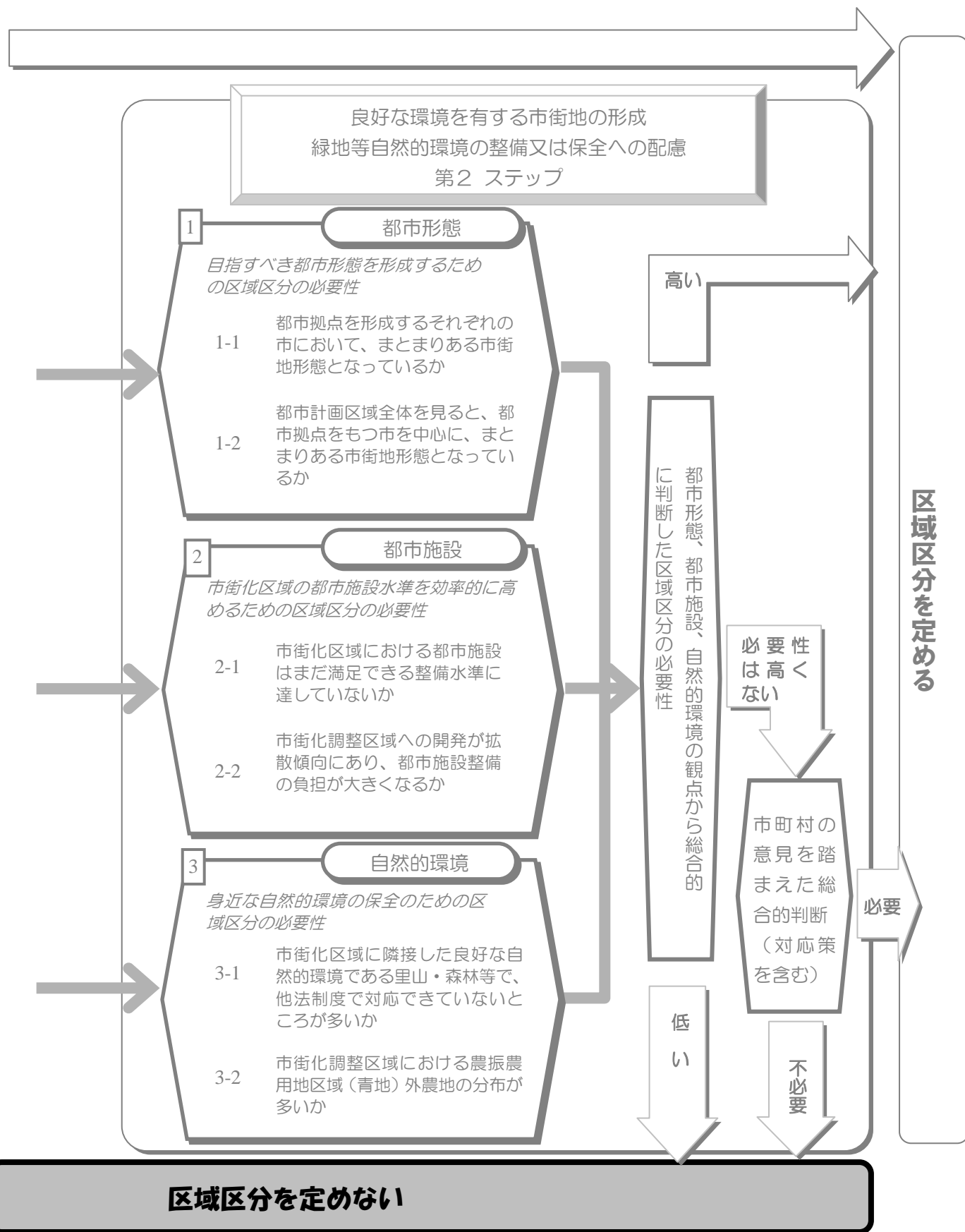
2-1 区域区分の有無

1. 区域区分の有無の判断基準

「市街地の拡大の可能性」「良好な環境を有する市街地の形成」「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の観点から、愛媛県の全都市計画区域の区域区分の有無を総合的に判断するよう、以下の基準を設定する。



## 第2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針



## 2. 区域区分の有無

### (1) 市街地の拡大の可能性(第1ステップ)

① 将来、ある程度の人口規模を有する都市を含む都市計画区域であるか  
 本区域を包含する内子町は、H22の行政区域人口は18.0千人であり、H32の将来人口はおおむね15.4千人と推計される。

② 将来、人口が増加する見込みがあるか  
 人口の現況及び将来推計は以下のとおりであり、用途地域内人口などいずれも減少すると予測される。

		H22 現況	H32 推計	※増加率	
人 口	行政区域全体	18.0 千人	おおむね 15.4 千人	0.86	↘
	用途地域内	7.9 千人	// 7.1 千人	0.90	↘
	用途白地地域内	1.4 千人	// 1.3 千人	0.93	↘
	都市計画区域外	8.7 千人	// 7.0 千人	0.80	↘

※H32人口は、H17、H22の国勢調査結果によるコーホート変化率法及び内子町まち・ひと・しごと創生総合戦略を参考に推計している。

③ 将来、世帯数が増加する見込みがあるか  
 世帯数の現況及び将来推計は以下のとおりである。核家族化が進むものの、用途地域内世帯数は横ばいが予測される。

		H22 現況	H32 推計	増加率	
世帯数	用途地域内	2.2 千世帯	おおむね 2.2 千世帯	1.00	→



## 第2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### ④ 将来、工業や商業等の産業が増加する見込みがあるか

工業出荷額、卸小売販売額の現況及び将来推計は以下のとおりである。工業出荷額、卸小売販売額ともに、将来減少することが予想される。

	H24 実績	H32 推計	※増加率	
工業出荷額	145.億円	125 億円	0.86	→
卸小売販売額	110 億円	67 億円	0.61	→

※産業の伸び（増加率）の推計にあたっては、過去の工業出荷額及び卸小売販売額の実績値（統計）からの近似式による。

### ⑤ 近年、都市的な土地利用が増加しているか

本区域の人口集中地区（DID 地区）はなく、用途地域内における H32 推計人口密度は、31 人/ha となっている。

	H32 推計	備考
人口密度	31 人/ha	

## (2) 区域区分の有無

本区域は、平成32年の内子町の行政人口予測がおおむね15.4千人と、減少傾向であり、世帯数、産業及び都市的土地利用は大きな変化がないことから、市街地拡大の可能性は低い。

「区域区分の有無の判断基準」にしたがい

**本区域には区域区分を定めない。**



第3章 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

## 第3章 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

### 3-1 主要用途の配置の方針

#### 1. 住宅地

##### (1) ゆとりある良好な住環境の低層住宅地

✚内子中学校周辺、五十崎小学校周辺及び上池周辺の住宅市街地については、低層住宅地として、良好な住環境の維持、改善を図る。

##### (2) 都市の利便性を活かした中高層住宅地

✚内子小学校周辺、JR 内子駅西及び南側並びに五十崎地区の天神小学校周辺の住宅市街地については、商業地近接等の利便性を活かし中高層住宅地として、都市基盤整備を図りながら、自然と共存したゆとりある良好な住環境を維持、改善に努める。

##### (3) 歴史的町並みを活かした魅力ある一般住宅地や多様な用途を許容する一般住宅地

✚生活拠点商業地や近隣商業地周辺の住宅市街地については、一般住宅地として、周辺環境との調和を図りながら良好な住環境の維持、改善に努める。

✚八日市護国重要伝統的建造物群保存地区については、既存の伝統的建築物やその町並みを活かし、特色ある住宅地として、観光振興や都市基盤の整備、改善を図りながら、良好な住環境の維持、改善に努める。



八日市護国重要伝統的建造物群保存地区

## 2. 商業地

### (1) 地区の中心となる生活拠点商業地

✚喜多郡の中心的な商業地である内子地区の本町通商店街周辺や、五十崎地区の中心的な商業地の豊秋橋東西の商店街については、生活拠点商業地として、都市基盤整備を図りながら、魅力ある商業機能の充実を図る。

✚旧国鉄内子駅周辺（内子自治センター）については、生活拠点商業地として、周辺地区と連携した魅力ある拠点形成を図る。

### (2) 日常生活をサービスする近隣商業地

✚内子地区の(一)内子停車場線沿道、(一)内子双海線の生活拠点商業地を除く沿道及び五十崎地区の生活拠点商業地周辺については、近隣商業地として、生活拠点商業地の補完的な商業機能の充実を図る。

## 3. 工業地

### (1) 交通条件を活かした流通業務地

✚内子五十崎インターチェンジに近接した国道56号沿道については、流通業務地として、交通の利便性を活かした土地利用の形成を図る。

### (2) 地場産業を活性化する一般工業地

✚内子地区の市街地北部、五十崎地区の小田川東側及び(主)内子河辺野村線沿道については、一般工業地として、周辺環境との調和を図りながら、生産環境の維持、改善に努める。

## 3-2 土地利用の方針

### 1. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

✚ 八日市護国重要伝統的建造物群保存地区を含めた周辺地域については、公共空間と一体となった町並み形成を推進する。

### 2. 優良な農地との健全な調和に関する方針

✚ 主に小田川沿いに広がる優良な農地については、大切な食糧生産の場であり、都市的土地利用と農業的土地利用の健全な調和の観点から、農業振興地域整備計画の活用等、適正な土地利用規制によりまとまった優良農地の保全を図る。

### 3. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

✚ 山間部に点在する保安林区域や砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域等、災害の危険性が高い区域として、各種法令に基づきすでに指定・公表されている区域においては、災害防止の観点から開発を抑制するとともに、新たな指定も検討する。

### 4. 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

✚ 市街地を取り囲む森林や里山及び清流小田川等の水辺空間は、清らかな水源涵養、動植物の生息、生育地の保全等、良好な都市の自然的環境を構成する環境保全価値の高い緑地として位置づけ、開発を抑制し、計画的に保全する

### 5. 景観形成の観点から必要な保全に関する方針

✚ 平成 20 年に内子町全域を景観計画区域として設定し、特徴のある地域を「景観計画重点区域」と指定している。この「景観まちづくり計画」に基づき、沿道施設の景観への配慮を行うなど美しい景観の形成を図る。

#### 6. 計画的な都市的土地利用、住環境の改善又は維持に関する方針

- ✦内子五十崎インターチェンジに近接した国道56号沿道後背地一帯においては、計画的な流通業務施設等の立地誘導を図る。
- ✦集落を形成している地域においては、今後とも集落住民の快適な暮らしを支えるため、住環境の向上に努めるとともに、農業生産活動と生活の調和を考慮した適切な整備推進を図る。
- ✦区域内の空家等については、その実態を把握し、地域住民等とも連携して、適正な維持管理を図るとともに、利活用等の方策も検討する
- ✦既存の用途地域についても、将来の都市像を考慮しつつ、必要に応じて見直しを検討する。





第4章 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

## 第4章 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

### 4-1 交通施設の都市計画の決定方針

#### 1. 基本方針

##### (1) 交通体系の整備の方針

###### ✦道路ネットワーク

県都松山市や隣接する大洲市等を結ぶ広域道路ネットワークを確立するため、高規格幹線道路及び一般国道からなる広域幹線道路網の充実を図り、本区域がより広域に開かれるための骨格となる道路網を形成する。

本区域内における都市活動をより効率的なものとすることを目指した区域内道路ネットワークを確立するため、緊急輸送ネットワークの構築も考慮した主要地方道及び町道からなる幹線道路網の充実を図る。また、道路改良にあたっては災害時の緊急車両の通行を考慮した道路幅員の確保を図るなど、安全・安心な生活の基盤となる道路網を形成する。

区域内各地区の連携強化のため、また本区域がもつ歴史と伝統の魅力をより近くに感じることができるよう、河川や区域内道路ネットワークの幹線道路等を活用して各拠点地区や市街地内を回遊することのできる自転車・歩行者空間のネットワークを確立する。自転車・歩行者空間については、高齢者、障害者等誰もが安全で快適に暮らせる生活環境を整えるため、バリアフリーに配慮した整備を推進するとともに、観光客等の来訪者に対してもわかりやすく快適に散策できる空間を形成する。

整備にあたっては、「愛媛道ビジョン」等の長期計画に基づき、「重点化」や「効率化」、「連携・協働」を柱として、道路ネットワークの形成を推進する。

### 公共交通機関等

公共交通機関については、バリアフリーに配慮した車両の導入や施設の整備を促進するとともに、環境負荷の軽減の視点からも利用促進を図る。

JR予讃線は、住民や観光客等の来訪者にとって大切な公共交通手段であることから、その利用を促進するため、輸送力の増強や他の交通機関の乗り継ぎ強化等サービス水準の向上と利便性の向上に努める。

JR内子駅前広場は内子町の玄関口であり、景観の維持に努め、バス乗り入れやタクシー及びパーク・アンド・ライド等に対する利便性を向上し、交通結節機能の強化を図る。

路線バスや高速長距離バスについても鉄道と同様に大切な公共交通手段であることから、定時性の確保や他の交通機関との乗り継ぎ強化等の連携強化を図るとともに、環境に配慮した低公害車両の導入を推進する。

### その他の交通施設

歴史的町並みの道路空間や駐車場の整備にあたっては、景観に留意した整備を図る。



JR 内子駅

### 2. 主要な施設の配置の方針

#### (1) 道 路

- ✦ 広域的な交通処理を一層円滑に行うため、高規格幹線道路である四国縦貫自動車道を広域道路ネットワークの根幹となる路線として位置づけ、4車線化の整備推進を図る。また、県都松山市方面と大洲市方面を結ぶ国道56号（一部(都)内子橋古田線）及び本区域と小田地区を結ぶ国道379号を、地域間交通をより円滑に処理するための主要な路線として位置づけ、国道56号の広幅員化等その機能強化を図る。



内子五十崎インターチェンジ

- ✦ 内子地区と五十崎地区のそれぞれの市街地を結ぶ(主)脇川公園線、(主)内子河辺野村線及び(一)鳥首五十崎線を、区域内道路ネットワークの骨格となる路線として位置づけ、未整備区間の整備推進を図る。
- ✦ その他都市計画区域内交通に対しては、都市計画道路網の再編の検討や無電柱化、歩行者や自転車等の利用に配慮した空間の再配分を視野に入れながら、土地利用計画にあわせて適切に配置、位置づけ、市街地開発との整合に配慮し効率的な整備を推進する。
- ✦ 八日市護国重要伝統的建造物群保存地区及び五十崎地区内の道路空間については、歴史的な町並みに配慮した舗装やサイン及び照明整備等の景観整備を推進する。また、手すき和紙工場から旧庄屋家屋・酒造会社を結ぶ道路においても、良好な景観に配慮した道路の整備改善を図る。

#### (2) 鉄 道

- ✦ 現在運行されているJR予讃線を主要な公共交通施設と位置づけ、これを維持するとともに、輸送力の増強及び他の交通機関との乗り継ぎ強化等サービス水準の向上、利便性の向上及び利用促進を図る。また、将来の四国における鉄道高速化に対応した施設の充実を図るなど、在来線の施設整備について、検討する。

### (3) その他

JR内子駅前や中心市街地及び八日市重要護国伝統的建造物群保存地区周辺等においては、景観まちづくり計画に配慮しつつ、駐車需要に応じた施設の適切な配置、位置づけにより、利便性の向上を図る。

### 3. 主要な施設の整備目標

主要な施設の配置の方針において示した交通施設について、優先的におおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する施設は、以下のとおりとする。

種 別	名 称	備 考
道 路	四国縦貫自動車道	4車線化等
	国道56号	4車線化等



## 4-2 下水道及び河川の都市計画の決定方針

### 1. 基本方針

#### (1) 下水道及び河川の整備の方針

##### ✚下水道

住環境の整備及び公共用水域の水質保全、特に清流小田川の恵まれた自然的環境の保全に資するため、内子地区の市街地において公共下水道の整備が完了している。今後も下水道施設の適切な維持管理と長寿命化計画に基づく施設の改築や更新を図る。

また、近年多発している局地的な集中豪雨に対処するため、必要に応じて雨水対策を検討する。

##### ✚河川

流域の治水の安全性を高めるため、河川改修の推進を図るとともに自然の豊かさと親水性を兼ね備えた住民に親しまれる水辺の空間づくりのために、自然性や親水性といった河川環境の保全、活用を図る。



清流小田川

### 2. 主要な施設の配置の方針

#### (1) 下水道

公共下水道については、内子地区の市街地において整備が完了しており、今後とも計画的な維持管理に努め、良好な生活環境の確保と河川及び水域の水質保全を図る。

#### (2) 河川

一級河川肱川水系小田川を本区域の治水及び都市景観やレクリエーションに資する主要な河川と位置づけており、今後とも治水、災害防除及び河川環境の保全に努める。

### 3. 主要な施設の整備目標

主要な施設の配置の方針において示した下水道、河川のうち優先的におおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する施設は特になし。



### 4-3 その他の都市施設の都市計画の決定方針

#### 1. 基本方針

都市の住民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等については、既存施設の有効利用に努めるほか設備の更新等を進め、ユニバーサルデザインにも配慮するなど時代の要請に適切に対応した施設の機能充実、集約に努める。

その他、都市施設の公的不動産等の維持管理にあたっては、住民や民間など多様な主体との協働を進める。

#### 2. 主要な施設の配置の方針

##### 供給処理施設

ごみ処理等については、既存施設を主要な施設と位置付け、その施設の設備の充実を図る。また、循環型社会に向けたリサイクルシステムの構築及びそれと連動した施設整備を推進し、活用を図る。

##### 医療施設、社会福祉施設

健康・医療・福祉に着目したまちづくりを推進するとともに、住民が快適に定住できる地域づくりを進めるため、龍王公園に隣接する既存の健康増進施設(温浴施設等)の整備推進を図る。

また、児童福祉施設については、保育サービス等の充実を図る。

##### 教育文化施設

小・中学校の既存施設を主要な施設と位置づけ、施設規模の適正化(統廃合を含む)及び現代社会に対応した施設整備の推進により、教育効果の向上を図る。

既存の内子町図書館及び五十崎凧博物館を主要な施設と位置づけ、建物の老朽化や床面積の不足を解消し、学習需要の多様化、高度化に対応した施設や設備の更新、充実を図る。

住民意識の多様化、高度化する学習需要に応える施設として、自治センター、図書情報館等住民交流を促進するための機能を持つ「文化創造センター」の活用を図る。

### ✚その他

土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊による災害が発生する恐れのある土砂災害危険箇所について、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の着実な整備推進を図る。

公営住宅については、若者の定住促進や高齢者、障がい者、子育て家庭へも配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図る。

### 3. 主要な施設の整備目標

主要な施設の配置の方針において示したその他の都市施設について、優先的におおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する施設は、以下のとおりとする。

種 別	名 称	備 考
教育文化施設	自治センター、自治会館	
	小田川博物館	

第5章 市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針

## 第5章 市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針

### 5-1 主要な市街地開発事業等の決定方針

#### (1) 既成市街地における伝統的町並み誘導と市街地環境整備

- 重要伝統的建造物群保存地区については、良好な景観に配慮しつつ、居住者のための生活道路の確保、路面の修復、防災システムの確立等市街地環境の改善を図る。また、本町商店街については、道路景観の改善や広場等商業環境の整備改善を推進する。
- 内子自治センター周辺の中心市街地においては、文化施設の整備とあわせ、周辺の市街地整備や密集市街地の整備改善を推進する。また、JR内子駅周辺地区においては、駅前広場整備とあわせ、拠点施設整備や商店街の活性化を推進する。
- 前記以外の既成市街地においては、公共施設の整備・再編を図りつつ、市街地環境の改善を行う。

#### (2) 周辺の良好な住宅地、新たな工業地の整備推進

- 中心市街地周辺の住宅地については、良好な住環境を形成するために、適正な土地利用誘導と基盤整備を推進する。
- 内子五十崎インターチェンジ周辺地区については、流通業務地等として、面的な基盤整備を推進する。

### 5-2 市街地整備等の目標

本区域には、おおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する市街地開発事業や地区計画等は、特になし。

第6章 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

## 第6章 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

### 6-1 基本方針

#### 1. 自然的環境の整備又は保全の方針

本区域は、四国山地の豊かな森林に囲まれた愛媛県西部の内陸部にあり、県内最大の清流肱川水系流域の支流である小田川沿いにできた小さな盆地に市街地が形成されている。市街地は丘陵地と河川に囲まれた良好な自然的環境を呈している。

今後は、景観や生物多様性の保全等に配慮した自然的環境の整備又は保全を都市における重要な課題とし、「緑の基本計画」を早期に策定するとともにこれに基づき、市街地を取り巻く森林や里山及び河川等の緑地の保全、活用を図る。

さらに、スポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく災害時の避難場所等としても重要な役割を担うこととなる公園・緑地を市街地内に適正に配置し、地域の特色ある自然、歴史、文化的資源を活用しながら積極的に整備していく。

#### 2. 整備水準の目標

本区域の緑地の整備水準は高く、都市住民の公園緑地面積として望ましい値とされている都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積  $20 \text{ m}^2/\text{人}$  を上回っていることから、今後は、地域の実情に応じた特色のある公園整備や緑地の保全に努めていく。

※都市公園とは、都市計画公園及び都市計画緑地並びに地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園及び緑地をいう。

### 6-2 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、その機能別に、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び歴史的環境の5つの系統に分類し、それぞれの視点から配置の方針を示す。

#### (1) 環境保全系統

市街地を取り囲む森林や里山及び清流小田川等の水辺空間は、清らかな水源涵養、動植物の生息、生育地の保全等、良好な都市の自然的環境を構成する環境保全価値の高い緑地として位置づけ、計画的に保全する。

#### (2) レクリエーション系統

都市住民の日常的なスポーツ・レクリエーション活動の需要に対応する住区基幹公園については、誘致圏を考慮して適正に配置し、その整備推進及び有効活用を図る。

その他都市基幹公園等については、都市住民の余暇の増大、多様化するスポーツ・レクリエーション需要に対応する公園として内子運動公園及び龍王公園を位置づけ、その整備推進及び有効活用を図る。

区域内の各公園・緑地や市街地を連絡する主要な道路及び伝統的な大風合戦が行われる清流小田川の水辺空間を水と緑のネットワークとして配置、位置づけ、歩行者道及び自転車道の形成を図る。

### (3) 防災系統

- ✦ 災害時の避難場所として、近隣公園以上の規模の公園・緑地を位置づけるとともに、広域避難場所として内子運動公園を位置づけ、未整備箇所を整備や機能拡充を推進し、あわせて住民への周知を図る。

### (4) 景観構成系統

- ✦ 市街地を取り囲む森林や里山及び清流小田川等の水辺空間は、豊かな自然的環境を印象づける景観緑地としても位置づけ、計画的に保全する。
- ✦ 本区域のランドマークとなっている龍王城跡や天神社等の緑地は、市街地における景観上のシンボリックな緑地でもあり、計画的に整備、保全を図る。

### (5) 歴史的環境系統

- ✦ 龍王公園に隣接する龍王城跡を含め、一帯の公園、斜面緑地については、歴史的環境系統の緑地として位置づけ、整備、保全を図る。



龍王公園



### 6-3 実現のための具体的な都市計画制度の方針

配置した緑地について、整備又は保全を実現するための具体的な都市計画制度について示す。

#### (1) 施設緑地

- ✚主にレクリエーション系統及び防災系統の緑地において、すでに都市計画施設として決定されているものについては、その整備推進及び維持管理を図る。
- ✚新たに配置する住区基幹公園や都市基幹公園については適正な密度を踏まえ、また緑地についてもそれにふさわしいものを位置づけ、積極的な都市計画決定の検討及び整備推進を図る。

### 6-4 主要な緑地の確保目標

実現のための具体的な都市計画制度の方針に示されたもののうち、優先的におおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する主な公園等の公共空地及び決定することを予定する緑地保全地区等の地域地区は、特にない。



第7章 災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針

## 第7章 災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針

### 7-1 まちづくりにおける防災上の課題と都市計画の基本的な方針

#### 1. まちづくりにおける防災上の課題

✚本区域は森林に囲まれた平坦地が少ない地形の中にあり、小田川が流れ、歴史的な町並みのある市街地である。

平成25年に示された愛媛県地震被害想定調査報告書では、近い将来発生すると予想されている南海トラフによる巨大地震により、死者84人（行政人口の約0.5%）、負傷者1,014人（行政人口の約5.6%）、建物全壊1,873棟が想定されている。

さらに、本区域は含まれないが、内子町行政区域は伊方原子力発電所のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域、半径30km圏内）に含まれる。

このような風水害、地震災害など、今後想定される被害を軽減し、速やかな復旧・復興につなげることが課題である。

#### 2. 災害に強いまちづくりへの基本的な方針

✚市街地の建築物について、耐震性の確保と燃えにくい構造への転換を推進する。

✚災害時の円滑な避難、緊急支援物資の輸送のための施設整備を推進する。

✚火災の延焼を遮断する延焼防止空間の整備を推進する。

✚密集市街地の解消及び老朽危険空家等の除却を推進する。

✚土砂災害（特別）警戒区域等の災害の危険性が高い区域においては、警戒避難体制の整備を含め、防災対策を推進する。

✚被災後の復興まちづくりを見越し、事前の復興計画の策定を検討する。

### 7-2 防災のための土地利用に関する都市計画の決定方針

災害時に都市機能の低下を最小限にするための、土地利用に関する都市計画の決定方針を示す。

#### (1) 適切な用途配置等

- ✚洪水による浸水の危険性が低い地域へ住宅地を誘導するよう、適切な用途地域の設定を検討する。
- ✚土砂災害（特別）警戒区域等、災害の危険性が高い区域として各種法令に基づきすでに指定・公表されている区域においては、災害防止の観点から開発を抑制する。

#### (2) 燃えにくいまちへの構造転換の推進

- ✚中心市街地では、火災発生時に大規模な被害が発生することが予想されることから、燃えにくい構造への転換を進めるため、防火地域や準防火地域の指定を検討する。
- ✚「防災・減災のための地区計画策定ガイドライン」を参考として、市街地の防災性の向上を図り、燃えにくい土地利用を推進する。

### 7-3 防災のための都市施設の都市計画の決定方針

円滑な避難、防災活動を推進するための、都市施設の都市計画の決定方針等を示す。

#### (1) 避難路・緊急輸送道路等の整備

- ✦ 災害対策及び緊急医療等に資する四国縦貫自動車道の4車線化の整備推進を図る
- ✦ 中心市街地では、災害時に避難路や緊急輸送道路となる道路のうち、特に国道56号内子五十崎ICから国道379号までの4車線化や無電柱化等により、機能強化を図る。
- ✦ 災害時の緊急支援物資の輸送等、防災活動拠点として自治センター等の機能強化を図る。

#### (2) 避難場所等の整備

- ✦ 避難先としてふさわしい都市計画公園等の機能強化を図る。
- ✦ 水防倉庫、耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備を図る。
- ✦ 一定期間滞在する避難所に想定される自治センター、地区自治会館等の耐震対策を図る。

#### (3) 浸水対策・耐震化等の整備

- ✦ 河川整備にあたっては、近年の集中豪雨等に対応するため、堤防の耐震化等の機能強化を図る。また、下水道事業との連携や洪水浸水想定区域の周知、対応を図るなど、水防災意識社会構築のための総合的な治水対策を推進する。
- ✦ 公共下水道整備にあたっては、浸水被害の低減を図るため、過去に浸水被害のあった地区を中心に、雨水排水対策を推進する。

### 7-4 防災のための市街地開発事業等の都市計画の決定方針

密集市街地の解消や、事前復興、被災地の早期復興などをめざした市街地開発事業の都市計画の決定方針等を示す。

#### (1) 密集市街地等の解消

- ✚倒壊や火災の危険性が高い密集市街地を解消するため、地区計画の導入等による市街地の整備を推進する。
- ✚区域内の空家等については、その実態把握を行い、防災上支障となるおそれのある老朽危険空家の除却等の対策を、総合的かつ計画的に実施するよう努める。

#### (2) 復興計画

- ✚大規模な災害に見舞われた時に、速やかな復興につなげるよう、事前に復興計画の策定を検討する。
- ✚被災後の仮設住宅の建設の候補地の選定を進めるなど、必要な検討事項を明確にし、復興まちづくりの目標及び基本方針を検討する。

7-5 防災のための施設等の都市計画の決定方針

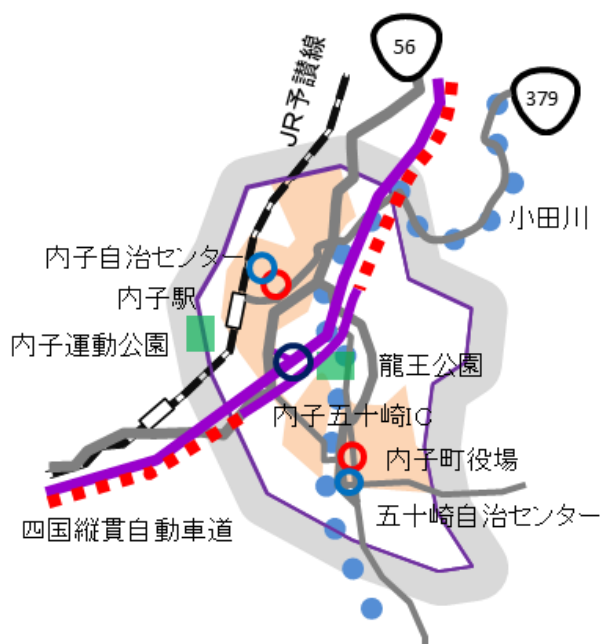
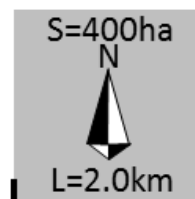
防災・減災対策として、おおむね10年以内に整備することと予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する事業は、以下のとおりとする。

種別	名称	備考
道路	四国縦貫自動車道	緊急輸送道路
	(国) 56号	緊急輸送道路
	(国) 379号	緊急輸送道路
	(主) 肱川公園線	緊急輸送道路
公共下水道	内子町公共下水道	耐震化、雨水排水
公園	6・5・1内子運動公園	避難場所
	4・4・1龍王公園	避難場所
教育文化施設	自治センター、自治会館	耐震化
防災施設	備蓄倉庫等	避難場所











※道路は防災上主要な路線のうち、整備の可能性がある路線を記載する。



内子都市計画区域 防災施設等整備位置図



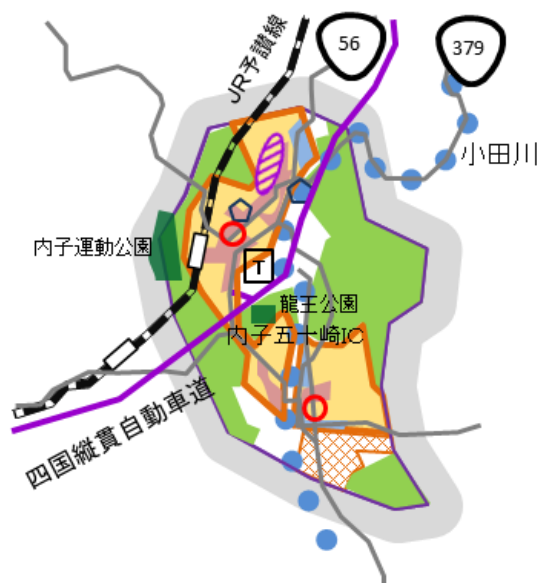
凡例

	市街地ゾーン (用途地域)		河川
	都市計画区域		高規格幹線道路(整備済)
	町役場(本庁・分庁)		高規格幹線道路(4車線化)
	自治センター		鉄道(JR)
	公園(避難場所等)		主要な幹線道路

上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。



# 内子都市計画区域 マスタープラン図



凡例							
	住宅ゾーン		高規格幹線道路		道の駅等		伝統的建造物群保存地区
	商業ゾーン		主要な幹線道路		下水処理場		用途地域
	工業ゾーン		鉄道(JR)		町役場(本庁・分庁)		都市計画区域
	農業ゾーン		河川				
	森林ゾーン						
	公園・緑地						

上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。